

(仮称)厚木市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係る市民意見交換会について

政策等の議題(テーマ) の名称及び検討事項		(仮称)厚木市成年後見制度利用促進基本計画の策定 に係る市民意見交換会	
開催日時		令和元年8月7日(水)午後7時から午後7時45分まで	
開催場所		厚木市役所本庁舎4階 大会議室	
出席者数		2人(社会福祉協議会、障がい者福祉施設職員)	
担当課	福祉総務課 障がい福祉課 介護福祉課	結果公開日	令和元年8月21日
会議の経過		1 開会 2 計画の概要(案)説明 3 意見交換 4 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方	
1	市民後見人の育成及び確保と市民後見人の活躍の場の提供について、どのように考えていますか。	現在、厚木市社会福祉協議会に権利擁護支援センター事業を委託し、市民後見人養成と活動支援の仕組みづくりに取り組んでいます。将来的には、厚木市社会福祉協議会に市民後見人の後見監督人にもなっていただきたいという構想を持っています。	
2	地域連携ネットワークの構築にある成年後見制度利用促進協議会と中核機関との関係性について、もう少し詳しく教えてもらいたいです。	成年後見制度を必要とする方を中心に、既存の保健、福祉、医療、介護の連携に司法を加えて構築される、新たな地域連携の輪が地域連携ネットワークとなります。 このネットワークの構成メンバーとなる専門職団体や関係機関が集まって、まずは顔の見える関係を作り、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体が成年後見制度利用促進協議会です。中核機関は、その協議会の事務局を担う機関になります。	

		現時点では厚木市と厚木市社会福祉協議会が中核機関を担うことで考えており、地域連携ネットワークの機能となる「広報機能」「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」「不正防止効果」を役割分担しながら取り組んでいくものと考えています。
3	<p>成年後見人の監督機関を中核機関はやるのですか。</p> <p>成年後見人としていかがかと思う人がいる中で、監督機関があるといいなと思います。</p>	<p>成年後見人を監督する機能を中核機関は持ち合わせてないと考えています。</p> <p>成年後見人の監督については、家庭裁判所が後見監督人の選任を担っています。</p>
4	<p>厚木市の地域の特性を考えた時、障がい者施設、高齢者施設、病院も多いということがあります。例えば病院から介護保険の施設に入るといったとき、施設から病院に入院するといったときに、成年後見人がいないと契約できないということで、スムーズにいかないところがあります。</p> <p>そこで法人が法人後見を立ち上げて、それぞれの施設に入れるようにしたら上手くいくかなと思います。</p> <p>法人後見を立ち上げた各法人がそれぞれ別の法人を監督し合う、他の法人の施設を利用し合うと、それぞれの利益が守られるので、公のところが音頭を取って推進してもらいたいかなと思っています。</p> <p>現状、どこの施設等でも困っています。</p>	<p>本計画の中でも、担い手の確保として、法人後見の拡大を盛り込んでいます。障がい者施設はもちろんのこと、高齢者施設などの法人に対しても喚起してまいりたいと思っています。</p>